

# 長井市立伊佐沢小学校 いじめ防止基本方針

ダイジェスト版



学校教育目標 「ふるさとを愛し 心豊かで たくましい 伊佐沢っ子」

## 基本的な考え

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、いじめの未然防止・早期発見、早期対応・組織的対応に全力で取り組むものとする。

## 未然防止

「いじめのない学校づくりと  
いじめをしない児童を育成する」

- 【「いのち」の教育の推進】
- 【わかりやすい授業づくり】
- 【温かい丁寧な言葉の推進】
- 【ネットトラブル防止教室】
- 【体罰ゼロ】【家庭・地域との連携】

## 早期発見

「児童が示す小さな変化や  
危険信号を見逃さない」

- 【児童との信頼関係の構築】
- 【全職員による児童の状況把握（常時）】
- 【児童理解における情報共有（毎週）】
- 【教育相談アンケートと個人面談（年2回）】
- 【Q-Uテストの実施と活用（年2回）】

## いじめに対する措置

「いじめへの早期対応と  
組織的な対応をする」

- 【素早い事実確認・報告・相談】
- 【いじめ防止対策委員会を中心とした組織対応】
- 【いじめに対する毅然とした指導】
- 【重大事態における調査の実施】

## 組織図

### 「いじめ防止対策委員会」

- 【第1次委員会】  
校内職員
- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、学習指導部長・養護教諭
  - ◇ 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。  
（情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応等）

- 【第2次委員会】  
校内職員  
校外関係者
- ・学校運営協議会、学校医、長井市子育て支援課担当者、地区民生委員  
長井警察署生活安全課少年補導専門官、PTA会長、人権擁護委員 等
  - ◇ 必要に応じて第1次委員会より報告を受け、検証、修正、助言等を行う。